

証券コード 7807  
(発送日 2024年5月14日)  
(電子提供措置の開始日 2024年4月26日)

株 主 各 位

大阪府堺市堺区海山町三丁159番地1  
株式会社 幸和製作所  
代表取締役社長 玉 田 秀 明

### 第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しまして、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

#### 【当社ウェブサイト】

<https://kowa-seisakusho.co.jp>

(上記、当社ウェブサイトアクセスのうえ、「REFERENCE DOCUMENTS FOR SHAREHOLDERS MEETING 株主総会参考書類等：電子提供措置」欄よりご確認ください。)

#### 【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記、東京証券取引所ウェブサイトアクセスのうえ、「銘柄名(会社名)」に「幸和製作所」または証券コードに当社証券コード「7807」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日の出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

## 記

1. 日時 2024年5月29日(水曜日)午前10時
2. 場所 大阪府堺市堺区海山町三丁159番地1  
株式会社幸和製作所 本社 2階 会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第37期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第37期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)計算書類報告の件  
決議事項  
議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項  
書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
    - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
    - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
  - ◎お体が不自由または障がいのある株主様へ
    - ・車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合には、事前に連絡をお願い申し上げます。
    - ・車椅子の方がご利用いただけるお手洗いがございませんので、事前にお済ませのうえお越しく下さい。

# 事業報告

( 2023年 3 月 1 日から  
2024年 2 月29日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限や海外からの入国制限等の解除に加え、5月には新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行されるなど、社会経済活動の正常化が進みました。一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の緊迫化や世界的な金融政策引き締めによる景気減速の懸念、不安定な為替の変動、エネルギーコストの高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する介護・福祉用具業界におきましては、利用者である高齢者人口の長期的な増加傾向により市場の拡大が見込まれておりますが、為替相場の急激な変動による円安水準や原材料価格や物流コストの高騰が事業活動へ大きな影響を与えることが予想され、また、生産拠点である中国においても、不動産市場の停滞に伴う経済成長の下振れリスクなど、今後も予断を許さない経営環境が続くことが予想されます。

このような状況のなか、当社グループは、「1. 取扱い製品領域の拡大」、「2. シニア関連事業の拡大」、「3. 介護ロボット事業の確立」、「4. 海外事業の開拓」を主な経営方針として、事業活動を進めております。

当連結会計年度におきまして、「1. 取扱い製品領域の拡大」では、連結子会社である株式会社シクロケアが取り扱う介護保険における住宅改修用品および介護保険貸与（レンタル）の対象となる手すりやスロープ、また、介護保険販売の対象品目となる特定福祉用具の入浴補助具（すのこ）等、これまで当社の市場シェアが低いもしくは参入できていなかった製品領域への参入を推進しております。

「2. シニア関連事業の拡大」では、連結子会社である株式会社ネクストケア・イノベーションがEC事業を展開しており、インターネット等を利用した介護用品・福祉用具の販売を展開しております。また、連結子会社である株式会社幸和ライフゼーションは、介護サービス事業として福祉用具貸与（レンタル）事業等を行っており、当社の事業領域拡大の一翼を担っております。

「3. 介護ロボット事業の確立」では、利用者の転倒防止を目的とした「自立支援型転倒防止ロボット歩行車」および認知症の人の生活不安・ストレスを軽減する「コミュニケーションロボット」の開発を公的機関等の支援や介護の現場で実際に使用いただき、そのデータを開発に反映するなど、積極的に開発を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響から実証実験を進めることができない状況となりました。これらの社会情勢と生活環境の変化から市場ニーズが変化したことを鑑み、「自立支援型転倒防止ロボット歩行車」（2021年2月

期上市予定) および「コミュニケーションロボット」(2022年3月上市予定) 両製品の研究開発を中止しております。

「4. 海外市場の開拓」では、すでに老人長期療養保険制度(日本の介護保険制度に相当する制度)が導入されている韓国や2018年2月に介護保険制度が導入となった台湾を中心に営業活動を展開しており、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響が未だ見られるなか、Web会議等による既存得意先や販売代理店との関係強化を中心に、営業活動を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、「シトレア」を中心とした歩行車の売上が好調に推移し、6,404,012千円(前年同期比2.2%増)となり、売上総利益は、2,952,977千円(前年同期比11.2%増)となりました。

利益面につきましては、運賃をはじめとする物流費高騰などの影響が一部で見られたものの、固定費抑制等の施策を推進した結果、営業利益は948,371千円(前年同期比46.1%増)となりました。また、営業外収益として賃貸収入55,139千円、受取手数料14,394千円等、営業外費用として為替差損53,487千円および賃貸費用26,053千円等を計上した結果、経常利益は936,869千円(前年同期比40.5%増)となりました。なお特別利益として事業譲渡益75,411千円、特別損失として減損損失36,399千円等を計上した結果、税金等調整前当期純利益は974,988千円(前年同期比46.3%増)となりました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税、住民税及び事業税228,926千円および法人税等調整額23,064千円等を計上することにより、710,429千円(前年同期比62.1%増)となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は51,917千円であります。

その主なものは、当社のサーバーリプレイスにかかる費用(29,591千円)、インボイス対応等にかかるソフトウェア(4,254千円)および連結子会社である東莞幸和家庭日用品有限公司における新製品の金型等の取得(14,970千円)等であります。

## ③ 資金調達状況

当連結会計年度において、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使にともない、14,790株の新株式を発行し、8,134千円の資金調達を行いました。

## ④ 重要な組織再編等の状況

当社の連結子会社である株式会社幸和ライフゼーションにおけるレンタル事業の一部は、2023年12月1日を効力発生日として株式会社ヤマシタへ事業譲渡いたしました。

## (2) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 34 期 (2021年 2 月期)	第 35 期 (2022年 2 月期)	第 36 期 (2023年 2 月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (2024年 2 月期)
売 上 高 (千円)	5,215,020	5,717,345	6,268,686	6,404,012
経 常 利 益 (千円)	388,403	545,808	666,626	936,869
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	389,396	400,961	438,308	710,429
1株当たり当期純利益 (円)	90.06	88.57	88.58	154.70
総 資 産 (千円)	5,084,100	5,028,666	5,156,342	4,816,840
純 資 産 (千円)	1,227,166	2,248,549	2,481,021	2,478,278
1株当たり純資産額 (円)	273.36	441.17	501.52	563.73

### ② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 34 期 (2021年 2 月期)	第 35 期 (2022年 2 月期)	第 36 期 (2023年 2 月期)	第 37 期 (当事業年度) (2024年 2 月期)
売 上 高 (千円)	3,667,364	4,293,638	4,445,259	4,657,524
経 常 利 益 (千円)	335,992	474,445	483,798	737,784
当 期 純 利 益 (千円)	292,732	357,938	322,173	573,513
1株当たり当期純利益 (円)	67.71	79.06	65.11	124.89
総 資 産 (千円)	3,934,619	3,900,032	3,695,725	3,606,097
純 資 産 (千円)	1,136,624	2,015,241	2,084,613	1,876,014
1株当たり純資産額 (円)	261.70	404.44	430.96	438.71

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前連結会計年度の期首から適用しており、第36期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社秀一であり、同社は当社の株式を2,285,020株（持株比率53.4%）保有しており、同社は資産管理運用業を営んでおります。

#### ② 親会社との取引等に関する事項

当社は、株式会社秀一との間で、2023年10月13日開催の取締役会決議により、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により122,600株の自己株式の買付けを行いました。当該取引はインセンティブプランの検討をはじめとした経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、また、支配株主の持株比率が低下することによって、ガバナンスと流動性の向上につながることに、1株当たりの株式価値の向上に繋がれるものと判断しております。

#### ③ 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
東莞幸和家庭日用品有限公司	4,700千USD	当社直接 所有100%	福祉用具・介護用品の製造、OEM の製造・販売
株式会社ネクストケア・ イノベーション	49,500千円	当社直接 所有51%	インターネット等を利用した福祉用 具・介護用品の販売
株式会社幸和ライフゼーション	20,000千円	当社直接 所有100%	福祉用具の貸与（レンタル）および 販売
株式会社シクロケア	10,000千円	当社直接 所有100%	介護保険対象品目となる福祉用具お よび特定福祉用具の製造・販売

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な発展のための礎となる経営基盤の強化と確立に向けて、以下の事項を重要な経営課題と認識し、今後、優先的に取り組んでまいります。

#### ① 販売チャネルおよび取扱い製品領域の拡大

当社グループは、これまで、介護用品（介護保険対象外商品）についてホームセンターや量販店といった販路に対し、歩行車、シルバーカーおよび歩行補助杖など歩行系の介護用品・福祉用具を強みとして事業を展開してまいりました。新たな製品領域として、介護保険における住宅改修用品および介護保険貸与（レンタル）の対象となる手すりやスロープ、また、介護保険販売の対象品目となる特定福祉用具の入浴補助具等の製造・販売を行っており、これら製品

群が当社グループの介護保険分野における製品および商品の領域の拡大、品揃えの強化を担っております。今後も事業の成長を加速するため、販売チャネルおよび取扱製商品領域の拡大を行ってまいります。

## ② シニア関連事業の拡大

当社の連結子会社である株式会社ネクストケア・イノベーションがEC事業を展開しており、インターネット等を利用した介護用品・福祉用具の販売を展開しております。

当社の連結子会社である株式会社幸和ライフゼーションは、ご利用者の住環境に合わせた福祉用具をご利用者の視点に立って提案する福祉用具貸与（レンタル）事業を展開しており、地域の介護福祉に貢献し、さらなる事業の拡大を目指してまいります。

当社グループの強みは、市場からいち早くニーズを吸い上げ、製品化する開発力にあります。今後の市場における優位性の確保には開発力が重要であるという認識のもと、その経営資源の強化を課題として取り組んでまいります。

## ③ 品質管理体制の強化

当社グループでは、設計プロセス、開発プロセスさらに生産プロセスにおけるすべての品質管理体制の見直しを適時に行うことにより、安心・安全かつ高品質を担保するため、不良率の低減に向けた品質管理体制の構築に取り組んでまいります。

## ④ 生産管理体制の強化

東莞幸和家庭日用品有限公司（当社連結子会社）において、部材等の調達原価の低減、生産工程内での不良率の低減および当社からの発注予測情報（フォーキャスト）の共有による生産リードタイムの短縮など、効率的な生産管理体制の強化に取り組み、製品の安定供給に努めてまいります。

## ⑤ 組織機能の向上および人材の育成

当社グループは、持続的な企業価値の向上を図るため、また、あらゆる経営課題を克服するためにグループ内の組織機能の関連性を強化し、継続して向上させることが課題と認識しております。当社グループはこれらの組織機能を支える重要な要素である人材について、かねてよりOJTや社内外の研修を通じてその育成に努めておりますが、今後も経営環境の変化に対して機動的に対応できる人材の確保および育成は、継続的な課題であると認識しております。社員一人一人の基礎力強化、教育体制の整備を推進し、人材育成に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

事業区分	事業内容
介護用品・福祉用具製造販売事業	介護用品・福祉用具の製造、OEMの製造・販売
介護サービス事業	福祉用具の貸与（レンタル）および販売
EC事業	インターネット等を利用した介護用品・福祉用具の通信販売

(6) 主要な営業所および工場 (2024年2月29日現在)

① 当社の主要な事業所

本社：大阪府堺市堺区海山町三丁目159番地1  
関東営業所：東京都江戸川区篠崎町七丁目23番5号  
九州営業所：福岡県大野城市山田三丁目2番5号

② 子会社の事業所

東莞幸和家庭日用品有限公司：Shichang Road, Sangyuan Industrial park, Dongcheng District, Dongguan City, China.  
株式会社ネクストケア：福岡県北九州市八幡西区皇后崎町10番3号  
イノベーション  
株式会社幸和ライフゼーション：東京都江戸川区篠崎町七丁目23番5号  
株式会社シクロケア：大阪府堺市堺区海山町三丁目159番地1

(7) 従業員の状況 (2024年2月29日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
介護用品・福祉用具製造販売事業	206名 (4)名	26名減 (8名減)
介護サービス事業	5 (－)	7名減 (－)
EC事業	2 (11)	－ (－)
合計	213 (15)	33名減 (8名減)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員は ( ) 内に年間平均人員数を外数で記載しております。  
2. 臨時従業員には、パートタイマー、アルバイトおよび契約社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。



② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52(4)名	7名減(1名減)	42歳	9年7ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員は( )内に年間平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー、アルバイトおよび契約社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 従業員数が前事業年度末と比べて7名減少しておりますが、その主な理由は、グループ人員体制の適正化によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	225,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	195,000
株式会社みずほ銀行	96,392
株式会社りそな銀行	80,000
合 計	596,392

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年2月29日現在)

- ① 発行可能株式総数 13,500,000株
- ② 発行済株式の総数 5,001,580株 (自己株式725,334株を含む)
- ③ 株主数 2,098名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 秀 一	2,285,020株	53.44%
玉 田 秀 明	247,260	5.78
清 板 大 亮	185,300	4.33
吉 田 知 広	149,500	3.50
野 村 證 券 株 式 会 社	104,970	2.45
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	103,600	2.42
岡 三 証 券 株 式 会 社	28,100	0.66
光 通 信 株 式 会 社	21,400	0.50
浅 間 孝 志	21,000	0.49
木 根 正 裕	20,000	0.47

- (注) 1. 当社は、自己株式を725,334株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

新株予約権 (ストック・オプション) の権利行使にともない、14,790株の新株式を発行し、資本金および資本準備金がそれぞれ4,067千円増加しております。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	発行価額	払込金額	行使の条件	権利行使期間
第3回新株予約権	2,333個	69,990株 (注) 1	1株当たり 550円	1株当たり 550円	(注) 2	2017年3月1日から 2025年2月26日まで
第4回新株予約権	436個	13,080株 (注) 1	1株当たり 550円	1株当たり 550円	(注) 3	2018年1月16日から 2025年12月24日まで
第5回新株予約権	416個	12,480株 (注) 1	1株当たり 550円	1株当たり 550円	(注) 2	2019年2月2日から 2027年1月29日まで

(注) 1. 2018年1月18日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」、「発行価額」および「払込金額」が調整されております。

#### 2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、その権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、または従業員の地位にあることを要するものといたします。

#### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、その権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、または従業員の地位にあること、もしくは当社が認めた外部協力者であることを要するものといたします。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況該当事項はありません。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として、当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2024年 2月29日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 会長	玉 田 栄 一	
代表取締役 社長	玉 田 秀 明	株式会社秀一 代表取締役
取 締 役	植 田 樹	株式会社ネクストケア・イノベーション 取締役 株式会社シクロケア 取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	高 森 裕 行	東莞幸和家庭日用品有限公司 監事 株式会社ネクストケア・イノベーション 監査役 株式会社幸和ライフゼーション 監査役 株式会社シクロケア 監査役
取 締 役 (監査等委員)	加 藤 伸 隆	加藤会計事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	白 坂 一	弁理士法人白坂 所長 株式会社AI Samurai 代表取締役社長 経済産業省 Healthcare Innovation Hubアドバイザー

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

- ①取締役(監査等委員)藤田 清文氏および取締役(監査等委員)小島 幸保氏は、2023年5月29日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
- ②2023年5月29日開催の第36期定時株主総会において、高森 裕行氏はおよび白坂 一氏は新たに取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。
2. 取締役(監査等委員)加藤 伸隆氏、白坂 一氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、社外取締役(監査等委員)加藤 伸隆氏、白坂 一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、常勤により内部監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、高森 裕行氏を常勤の監査等委員として選定しております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める限度まで限定する契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が責任の原因となった職務の遂行について善意で重大な過失がないときに限られます。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は業務執行取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。

### ④ 取締役の報酬等

#### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員等の報酬等については、その総額の上限を株主総会の決議で定め、個人別の具体的な支給額については内規に基づき、会社業績・各人の職務の執行状況等を考慮のうえ、取締役（監査等委員を除く）の報酬は取締役会で決定し、取締役（監査等委員）の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役の報酬等の制度の概要および個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりであります。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する連結当期純利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬等により構成いたします。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、業績に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮して、総合的に勘案して決定するものといたします。

#### 3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため現金報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を支給限度額として当社の業績および取締役の業績に基づき支給の有無・支給額を取締役会にて協議の上で決議し、賞与として毎年一定の時期に支給するものといたします。なお、非金銭報酬等の支給については現在予定をしておりません。

4. 基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬等をベンチマークとして、業績連動報酬等の支給基準を各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じた事業年度の基本報酬の年間総額に対する掛率を最大で30%とする基準を段階的に設けた上で、この割合の範囲内で、取締役会で協議して個人別の報酬等を決定するものとしたします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別の報酬額については取締役会の決議にて決定するものとしたします。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額については監査等委員である取締役の協議にて決定するものとしたします。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の限度額は、2021年5月28日開催の第34回定時株主総会において年額300,000千円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名であります。

取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、2021年5月28日開催の第34回定時株主総会において年額30,000千円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役（監査等委員除く） （うち社外取締役）	150,938 (-)	132,770 (-)	18,168 (-)	- (-)	3 (-)
取 締 役（監査等委員） （うち社外取締役）	8,985 (3,649)	8,985 (3,649)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計 （うち社外役員）	159,924 (3,649)	141,756 (3,649)	18,168 (-)	- (-)	8 (4)

二. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ホ. 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）加藤伸隆氏は加藤会計事務所所長であります。当社と当該法人等との間には、人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれは無いと考えております。
- ・社外取締役（監査等委員）白坂一氏は、弁理士法人白坂所長であり、また株式会社A I S a m u r a i 代表取締役社長、経済産業省 H e a l t h c a r e I n n o v a t i o n H u b アドバイザーを兼任しておりますが、当社と当該法人等との間には、人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれは無いと考えております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 加藤伸隆	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 白坂一	2023年5月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、弁理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

#### ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

### ① 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な剰余金の配当を行うことを可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって配当の決定を行うことができるよう定款に定めております。また、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけております。将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対し当該事業の収益に応じた利益配当を安定的に実施していくことを基本方針としております。

### ② 剰余金の配当の状況

当事業年度末(2024年2月29日)を基準日とする期末配当金につきましては、1株当たり11円とさせていただきます。

## 連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,294,817</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,035,593</b>
現金及び預金	1,021,629	支払手形及び買掛金	708,559
受取手形及び売掛金	861,913	短期借入金	500,000
商品及び製品	1,207,227	1年内返済予定の長期借入金	72,288
仕掛品	13,062	リース債務	120,558
原材料及び貯蔵品	90,096	未払金	399,276
その他	100,933	未払法人税等	107,834
貸倒引当金	△45	賞与引当金	24,701
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,522,022</b>	その他	102,373
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,265,572</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>302,968</b>
建物及び構築物	295,629	長期借入金	24,104
機械装置及び運搬具	5,567	リース債務	223,137
土地	587,688	資産除去債務	1,098
リース資産	1,600	退職給付に係る負債	472
使用権資産	283,460	その他	54,155
その他	91,627	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,338,561</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>56,513</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
リース資産	5,037	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,297,382</b>
その他	51,476	資本金	55,139
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>199,936</b>	資本剰余金	1,622,863
投資有価証券	126,953	利益剰余金	1,466,020
繰延税金資産	45,921	自己株式	△846,640
その他	27,060	その他の包括利益累計額	113,253
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,816,840</b>	その他有価証券評価差額金	△34,010
		為替換算調整勘定	147,263
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>67,642</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,478,278</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>4,816,840</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2023年 3 月 1 日から  
2024年 2 月29日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	6,404,012
販売費	3,451,034
営業	2,952,977
受受	2,004,605
受受	948,371
受受	2,375
受受	2,533
受受	14,394
受受	55,139
受受	158
受受	12,500
受受	12,581
受受	99,684
受受	20,216
受受	26,053
受受	53,487
受受	11,429
受受	111,186
受受	936,869
受受	399
受受	75,411
受受	1,293
受受	36,399
受受	974,988
受受	228,926
受受	23,064
受受	251,991
受受	722,996
受受	12,567
受受	710,429

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,837,728</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,609,833</b>
現金及び預金	259,835	支払手形	11,007
受取手形	81,503	買掛金	535,626
売掛金	584,035	短期借入金	500,000
商貯蔵品	845,068	1年内返済予定の長期借入金	72,288
前払費用	48	リース債務	3,088
未収入金	20,082	未払金	285,288
その他	19,387	未払費用	20,006
	27,766	未払法人税等	86,649
<b>固定資産</b>	<b>1,768,368</b>	前受り金	489
<b>有形固定資産</b>	<b>438,412</b>	預り金	31,470
建物	51,198	賞与引当金	24,553
構築物	21,239	前受収益	545
工具器具備品	36,085	返金負債	38,819
土地	328,288	<b>固定負債</b>	<b>120,249</b>
リース資産	1,600	長期借入金	114,104
<b>無形固定資産</b>	<b>12,537</b>	リース債務	4,575
ソフトウェア	6,923	退職給付引当金	472
リース資産	5,037	その他	1,098
その他	576	<b>負債合計</b>	<b>1,730,083</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,317,419</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	124,973	<b>株主資本</b>	<b>1,910,024</b>
関係会社株式	719,464	資本金	55,139
長期貸付金	576,353	資本剰余金	1,622,863
長期前払費用	4,132	資本準備金	802,186
繰延税金資産	31,602	その他資本剰余金	820,676
その他	749	<b>利益剰余金</b>	<b>1,078,662</b>
貸倒引当金	△139,856	その他利益剰余金	1,078,662
		繰越利益剰余金	1,078,662
		<b>自己株式</b>	<b>△846,640</b>
		評価・換算差額等	△34,010
		その他有価証券評価差額金	△34,010
<b>資産合計</b>	<b>3,606,097</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,876,014</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>3,606,097</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 2023年 3 月 1 日から  
2024年 2 月29日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	4,657,524
売上	2,645,535
販売費及び一般管理費	2,011,988
営業外収益	1,359,099
営業外収益	652,889
受取利息	2,278
受取配当金	2,505
貸倒引当金の戻り	13,307
貸倒引当金の戻り	78,479
貸倒引当金の戻り	4,090
貸倒引当金の戻り	26,938
営業外費用	127,600
支為替	2,061
支為替	36,503
支為替	4,139
経常利益	42,704
税引前当期純利益	737,784
法人税、住民税及び事業税額	737,784
法人税、住民税及び事業税額	167,658
法人税、住民税及び事業税額	△3,387
当期純利益	164,271
当期純利益	573,513

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

株式会社幸和製作所  
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	川 越 宗 一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	玉 田 優 樹
業 務 執 行 社 員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社幸和製作所の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社幸和製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重

要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性

が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

株式会社幸和製作所  
取締役会 御中

東陽監査法人  
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	川 越 宗 一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	玉 田 優 樹
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社幸和製作所の2023年3月1日から2024年2月29日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な

誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実

性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、電話回線やインターネット等を経由した手段も活用し、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）については、会計監査人東陽監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。また、新型コロナウイルス感染症に係る対応も取締役により適切に図られており、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年4月25日

株式会社幸和製作所 監査等委員会

監査等委員 高 森 裕 行 ⑩

監査等委員 加 藤 伸 隆 ⑩

監査等委員 白 坂 一 ⑩

監査等委員 加藤伸隆および白坂 一は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

**議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

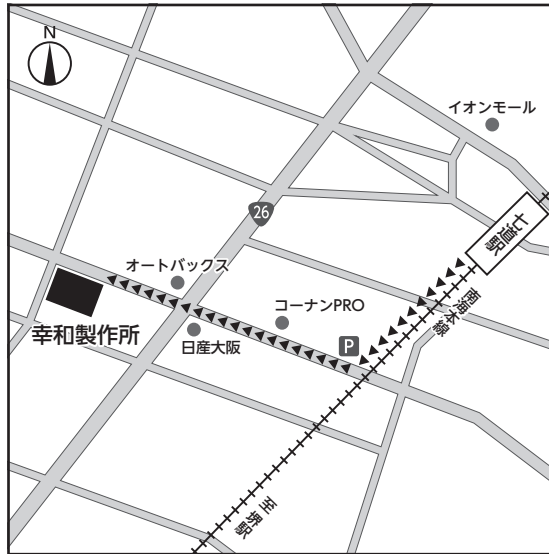
取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	玉田 栄一 (1950年10月1日生)	1987年10月 当社設立 代表取締役社長 2002年5月 幸和（香港）有限公司 董事 2005年5月 当社 取締役会長 2010年12月 当社 代表取締役会長 2017年5月 当社 取締役会長（現任）	一株
2	玉田 秀明 (1978年1月5日生)	1996年4月 当社入社 1997年12月 当社 取締役 2002年5月 幸和（香港）有限公司 董事兼総経理 2005年5月 当社 代表取締役社長（現任） 2011年7月 東莞幸和家庭日用品有限公司 監事 2019年3月 株式会社幸和ライフゼーション 取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社秀一 代表取締役	247,260株
3	植田 樹 (1988年1月24日生)	2010年4月 当社入社 2018年6月 当社 執行役員営業本部 本部長 2018年11月 株式会社ネクストケア・イノベーション 取締役（現任） 2019年10月 当社 執行役員経営企画室室長 2020年5月 当社 取締役（現任） 2022年1月 株式会社シクロケア 取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ネクストケア・イノベーション 取締役 株式会社シクロケア 取締役	900株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者玉田秀明氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は、役員等賠償等責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は業務執行取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪府堺市堺区海山町三丁159番地 1  
株式会社幸和製作所 本社 2階 会議室  
TEL 072-238-0605（総務部）



交通 南海本線七道駅  
南海本線堺駅



出口より 徒歩約10分  
西出口より 徒歩約20分